

事務連絡
令和4年2月1日

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部
地域生活支援課長

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」に係る
賃金改善開始の報告について（依頼）

平素より、東京都の障害児者福祉施策に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

福祉・介護職員の処遇改善については、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置として、本年2月から9月までの間、「福祉・介護職員臨時特例交付金」（以下「交付金」）により実施することとされております。

障害福祉サービス事業者等は、原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施することが交付金の取得要件の1つとなっております。

つきましては、交付金の取得を検討される障害福祉サービス事業者等の皆様におかれましては、下記により交付金に係る賃金改善開始の御報告をお願いいたします。**（交付金取得のためには、本件報告の御対応が必須となります。）**

記

1 事業内容

(1) 概要

令和4年2月から9月までの間、福祉・介護職員に対して3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行う施設・事業所に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を交付します。

(2) 交付金額

各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額

これにより、標準的な職員配置の事業所で、福祉・介護職員1人当たり月額9,000円相当の交付金が交付されます。

※交付率（案）は、別紙1「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 交付率（案）」を御参照ください。

(3) 取得要件

以下の①から③の要件を全て満たすと、交付金を受け取ることができます。

①福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを取得していること

◆令和4年2月サービス提供分からの取得が必要です。

②原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施すること

ただし、就業規則等の改正が間に合わない場合は、令和4年3月分とまとめて2月分の賃金改善を行うこともできます。

◆③の要件にかかわらず、令和4年2・3月分は一時金等による賃金改善も認めます。

◆令和4年2・3月分から賃金改善を実施した旨を都に御報告ください。

◆令和4年2・3月分として見込まれる交付金額の全てを、令和4年2・3月分の賃金改善に充てる必要はありません。

③交付金の全額を賃金改善に充てること

かつ、賃金改善の合計額の3分の2以上をベースアップ等に充てること

◆ベースアップ等とは、「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引き上げをいいます。

◆「福祉・介護職員」の賃金改善総額・「その他の職員」の賃金改善総額のどちらも、その3分の2以上をベースアップ等に充てる必要があります。

◆ベースアップ等に充てた額以外の分は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、全体として、交付金の額を上回る賃金改善を行う必要があります。

◆処遇改善計画書と実績報告書に、「月額賃金改善額の総額」を記載してください。

(4) 賃金改善実施期間

原則、令和4年2月から9月の賃金引上げ分

(令和4年2月～3月分含め、令和4年4月から受付、同年6月から補助金を毎月交付予定)

※2月分からの賃金改善開始を確認するため、交付金の取得を希望する事業所におかれましては、今回の賃金改善に関する御報告は必須です。3月中に2月分も含めて賃金改善する事業所におかれましても、必ず御報告が必要です。

(5) スケジュール (予定。今後、変更になる可能性があります。)

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| ①事業者→都 | 令和3年度中に賃金改善を行う旨を報告【最短2月28日】(下記2参照) |
| ②事業者→都 | 令和4年4月15日(予定)までに、月額賃金改善額を記載した計画書を提出 |
| ③都→事業者 | 令和4年6月中旬、交付決定 |
| ④都→事業者 | 令和4年6月下旬、交付額の支払(4月分 ※2・3月分もまとめて支払) |
| ⑤事業者→都 | 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出 |

2 令和3年度中に賃金改善を行う旨の報告について

(1) 報告内容

- ◆福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかの取得
- ◆賃金改善開始月 等

(2) 報告期限

① 令和4年2月から賃金改善を実施する場合

令和4年2月28日(月曜日) 24時必着【厳守】

② 令和4年3月から賃金改善を実施する場合(3月は2月の賃金改善分も支給すること)

令和4年3月31日(木曜日) 24時必着【厳守】

※受付が都に到達した場合、登録メールアドレス宛に到達確認メールが届きます。

(3) 報告方法

以下の提出フォームから報告書の御提出をお願いいたします。

【福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 報告受付フォーム】

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1642989532345>

※御報告内容に関して、東京都から確認の御連絡をさせていただく場合がございます。

※介護分の報告や東京都分以外の報告については、本フォームでの報告・審査対象外です。

3 交付金に係るお問合せ

【注意】お問合せいただく前に、必ず下記東京都障害者サービス情報のホームページに掲載している「『福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金』のご案内（令和4年2月からスタート）」や事業概要、本事務連絡別紙2「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 よくある問合せ」等を御確認ください。

【交付金に関する資料掲載先】※報告書様式も、下記ホームページに掲載しております。

東京都障害者サービス情報ホームページ：

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=022>

▶「書式ライブラリー」⇒「B 処遇改善（特別）加算等に係る様式類」

※厚生労働省から発出されている通知等も、上記に掲載いたします。

◆交付金の制度全般（要件、賃金改善の考え方等）に関するお問合せ

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金コールセンター（令和4年2月4日（金曜日）から）

電話番号：03-5253-1111（内線：3698・3699）

◆東京都への賃金改善開始報告等の手続き等に関するお問合せ

以下の問合せフォームから質問内容をお送りください。

・お問合せ内容を確認後、いただいた順に回答させていただきます。

お時間をいただき御不便をおかけいたしますが、しばらくお待ちください。

・原則として電話で回答させていただきますが、電話が不通の場合等はメール等で回答させていただきます場合もあります。

・保育・医療・介護分のお問合せについては、こちらのフォームでは受付しておりません。

※御電話でのお問合せには、原則お受けいたしかねます。

【福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 問合せフォーム】

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1643363161334>



（問合せフォーム用QRコード）

4 その他

令和4年度4月又は5月から現行の処遇改善加算等を取得する場合、計画書の提出期限は、令和4年4月15日（金曜日）まで（予定）となっております。また、本交付金に係る計画書の提出期限も、令和4年4月15日（金曜日）まで（予定）です。詳細は、別途御案内いたします。

【担当】

東京都福祉保健局障害者施策推進部
地域生活支援課在宅支援担当

別紙1「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 交付率（案）」

※ 厚生労働省実施要綱案より抜粋

別紙1

表1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	3.6%
重度訪問介護	3.6%
同行援護	3.6%
行動援護	3.6%
重度障害者等包括支援	3.6%
生活介護	1.1%
施設入所支援	2.6%
短期入所	2.6%
療養介護	2.6%
自立訓練（機能訓練）	1.7%
自立訓練（生活訓練）	1.7%
就労移行支援	1.3%
就労継続支援A型	1.3%
就労継続支援B型	1.3%
共同生活援助（指定共同生活援助）	2.4%
共同生活援助（日中サービス支援型）	2.4%
共同生活援助（外部サービス利用型）	2.4%
児童発達支援	1.9%
医療型児童発達支援	1.9%
放課後等デイサービス	1.9%
居宅訪問型児童発達支援	1.9%
保育所等訪問支援	1.9%
福祉型障害児入所施設	3.5%
医療型障害児入所施設	3.5%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金非対象サービス

サービス区分	交付率
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%

別紙2「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 よくある問合せ」

Q	A
Q1. 令和4年3月以降に処遇改善加算を取得予定で、3月以降に加算を取得し、年度内に賃金改善を開始した場合、交付金の対象となりますか。	A1. 交付金の対象外です。令和4年2月サービス提供分について、処遇改善加算を取得していることが要件となります。令和4年3月以降新規開設事業所についても、同様に対象外となります。
Q2. 就業規則等の改定を令和4年3月中に行い、令和4年4月以降に、2月・3月分も含めた賃金改善を行う場合、交付金の対象となりますか。	A2. 交付金の対象外です。就業規則等の改定が間に合わない場合は、 <u>令和4年3月中に</u> 、令和4年2月分も含めた賃金改善を行ってください。
Q3. 交付金の対象期間は、令和4年9月の賃金引上げ分までとのことですが、令和4年10月以降の福祉・介護職員の処遇改善に係る措置は、どうなりますか。	A3. 大臣折衝事項（令和3年12月22日）において、「臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置を講ずることとする」とされております。ただし、詳細については、特段示されておりませんので、追加情報が分かり次第、お知らせいたします。報酬改定に係るお問合せについては、東京都ではお答えいたしかねます。
Q4. 交付金を充てる対象職種は、福祉・介護職員に限定されますか。	A4. 事業所の判断で、福祉・介護職員以外のその他の職員の処遇改善に充てることができます。その他の職員の範囲は、事業所の判断で柔軟に設定できます。ただし、事業所で、福祉・介護職員だけでなくその他の職員の賃金改善にも充てる場合は、福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。